

市民活動がげんきになる→まちがげんきになる！

市民活動 げんき基金 補助制度



応募団体大募集!!

募集期間

令和5年11月1日(水)から12月26日(火)まで

補助区分と補助限度額

活動を軌道にのせたい!! 市民活動スタート支援 **最大 10** 万円

活動を発展させたい!! 市民活動ステップアップ支援 **最大 50** 万円

市民活動推進補助制度（愛称：市民活動げんき基金補助制度）とは・・・

市民活動団体等が行う公益的な事業を資金（補助金）、相談・情報提供等による支援を通じて、団体のスタート・ステップアップを支援する制度です。

団体の自立や活動の拡充・発展のあと一押しに是非本制度を御活用ください。

お問い合わせ 茅ヶ崎市市民自治推進課協働推進担当

電話：0467-81-7126

E-mail：shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp

募集の概要
は裏面へ



市民活動げんき基金補助制度の概要

どんな団体が対象なの？

- ・市内で主に活動している市民活動団体
- ・3人以上で構成されている団体で、構成員の2分の1以上が市民(在勤、在学を含む)である
- ・団体の活動内容に関する情報を公開している
- ・市から団体の運営に関わるもの以外の補助金を受けていない

など

どのような流れになっているの？

- | | |
|----------|-------------|
| 1 2月26日迄 | 企画書類一式提出 |
| 3月16日 | 公開プレゼンテーション |
| 3月末 | 選考結果通知 |
| 4月下旬 | 補助金の交付 |
| 翌々年5月～6月 | 事業実施内容の報告会 |

補助の区分

	市民活動スタート支援	市民活動ステップアップ支援
対象団体	本制度による補助を受けたことがない団体	市民活動スタート支援を受けたことがある団体 または設立後2年以上の団体
対象事業	茅ヶ崎市民が受益者となり得る公益的な事業 公益的な事業とは、「特定非営利活動促進法(NPO法)に定める20分野に該当する事業」及び「その他地域社会の課題の解決を図るために実施する事業」	
	団体の自立を促進し、活動を軌道にのせるための事業	団体がこれまで行ってきた活動の拡充を図る事業 または活動の発展を目的に次の一步として新たに行う事業
金額	対象となる事業に要する経費から、補助金等を控除した額の90%または10万円のいずれか低い方が上限	対象となる事業に要する経費から、他の補助金等を控除した額の60%～80%※ ¹ また50万円のいずれか低い方が上限
補助回数	同一団体1回限り	同一団体につき3回まで※ ²

※¹ 補助率：1回目80%、2回目70%、3回目60%

※² 1回目のステップアップ支援を受けた翌年度は振り返り期間（フォローアップ）となるため、連続して補助金の申請ができません。

募集の詳細は公共施設等で配布している募集要項か市HPを御確認ください。



制度説明会（事前申し込み必須）

初めて応募される団体向けに、制度の概要をわかりやすく説明します。

日時：令和5年11月9日(木)15:00～15:30 オンライン

令和5年11月9日(木)19:00～19:30 市役所分庁舎5階F会議室



伝わる！企画書作成会

調整中